

山口県報

平成19年
11月2日
(金曜日)

目次

告示

保安林予定森林(長門市)(森林整備課).....一

漁船損害等補償法第十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....二

土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(漁港漁場整備課).....二

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川開発課).....三

公告

土地改良区役員の届出(農村整備課).....四

土地改良事業の工事了りの届出(農村整備課).....四

選管告示

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定.....四

公安委告示

銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催.....五



山口県告示第五百五十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年十一月二日

山口県知事 二井 関成

一 保安林予定森林の所在場所

長門市洪木字立石二七四、二七六から二八一まで、二八一の一、二八一の六、二八一の七、二七七八から二七八七まで、二七九〇、二七九一、二七九五、字幸ヶ迫二八四、二八五の一、二八六の一、二八七、二八八、二八八の二、二八八の三、二七四七から二七六〇まで、二七六五から二七七七まで、字神田二九〇、二九二の一、二九三、二九五から二九八まで、二七四四から二七四六まで、日置中字東門前四〇八、四〇八の一から四〇八の三まで、四〇八の一三から四〇八の一五まで、字風呂ヶ浴四一四、四一四の二、字梅ノ木四一三、四一四、四一四の二、四一四の三、字堂所四一五の一七、四一六、字西門前四一八、四一九、字上門前一九八五、油谷河原字阿惣ヶ浴八二〇の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次森林については、主伐は、択伐による。

長門市洪木字立石二七四・二七六・二七八・二七九・二七七九・字幸ヶ迫二八八・二七七四・二七五〇から二七五二まで・二七七五・二七七七・字神田二七四・二七四六・日置中字東門前四〇八・四〇八の一三・字堂所四一六・字西門前一九八・字上門前一九八五(以上一九筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期以上のものである。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

長門市西深川字崩ノ河内二九二の一〇、洪木字東崩原三五五の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
長門市洪木字東崩原三五五の一
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済振興部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第五百五十五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められた。

平成十九年十一月二日

山口県知事 二井 関 成

防府市加入区

山口県告示第五百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県山口南沿岸和田漁港海岸小泊地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定められた。

平成十九年十一月二日

山口県知事 二井 関 成

一 山口県山口南沿岸和田漁港海岸小泊地区海岸等に係る浸水予測区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 大島郡周防大島町大字油宇字かいの木から同町大字外入字大地浦まで

(二) の間及び柳井市神代字和泉ヶ本から同市阿月字池ノ浦までの間
業務の概要

業 務 内 容	数 量
高潮ハザードマップ作成のための時系列を考慮した数値シミュレーションによる浸水予測手法を用いた浸水予測区域の調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十九年十一月一日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
 - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
 - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県農林水産部漁港漁場整備課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年十一月二日から同月十三日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十九年十一月二十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県農林水産部漁港漁場整備課(電話〇八三一九三三―三五六〇)にすること。

山口県告示第五百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、黒杭川上流ダム取水放流設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成十九年十一月二日

山口県知事 二井 関 成

一 黒杭川上流ダム取水放流設備工事

(一) 工事場所 柳井市柳井字鳴瀧地内

(二) 工事の概要

名称	構造	規模
黒杭川上流ダム取水放流設備	取水管(連続サイフォン式)高圧スライドゲートジェットフロアーゲート	最大取水量 毎秒〇・六立方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十八年山口県告示第六百六十三号。以下「告示」という。)(二)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十九年十一月一日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼構造物工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼構造物工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年十一月二日から同月二十日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年十二月十日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇―二二一〇三九

六) にすること。



(五四七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年十一月二日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
山口市小鯖江良土地改良区	理事	田中 徳義	山口市上小鯖一五八
	監事	伊藤 芳雄	〃 〃 一八三一
	理事	樋口 健介	〃 〃 六三八の二

平山台土地改良区

理事の別	氏名	住所
理事	品川 啓二	萩市大字上小川西分三六五〇
監事	椿 照孝	〃 〃 二四三二の一
理事	高津 聡	〃 〃 三六四二
理事	中島 慶親	〃 〃 四五四
理事	嶋 徳康	〃 〃 一一七三
理事	山本 貞一	〃 〃 二七七
理事	上杉 重男	〃 〃 七四
理事	品川 民雄	〃 〃 三四九
理事	吉田 幸良	〃 〃 三六八四
監事	荻野哉恵子	〃 〃 三九六四

二 退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
山口市小鯖江良土地改良区	理事	伊藤 三男	山口市上小鯖一七七六の一
〃	監事	樋口 健介	〃 〃 六三八の二
〃	理事	田中 徳義	〃 〃 一一五八

土地改良区	理事	品川 啓二	萩市大字上小川西分三六五〇
〃	椿 照孝	〃	二四三二の一
〃	高津 聡	〃	三六四二
〃	中島 慶親	〃	四五四
〃	嶋 徳康	〃	一一七三
〃	山本 貞一	〃	二七七
〃	上杉 重男	〃	七四
〃	品川 民雄	〃	三四九
〃	吉田 幸良	〃	三六八四
〃	荻野哉恵子	〃	三九六四

(五四八) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年十一月二日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	事業の名称	工着手時期	工事完了時期
下関市豊北町土地改良区	境下地区 ほ場の整備	昭和五九、八、二一	平成二、三、三〇
〃	中原地区 ほ場の整備	昭和六〇、一〇、一二	平成四、〃、二三



山口県選挙管理委員会告示第九十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる身体障害者支援施設を次のとおり指定した。

平成十九年十一月二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

名称	所在地	指定年月日
〃	〃	〃

山口県華南園 防府市大字浜方二〇五 平成一九、一〇、二五



山口県公安委員会告示第六十五号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号。以下「法」という。）第五条の三第一項の規定により、講習会を次のとおり開催する。

平成十九年十一月二日

山口県公安委員会

- 一 講習会の受講対象者
 - (一) 初心者講習会
 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受けようとする者
 - (二) 経験者講習会
 - 法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けようとする者
- 二 講習会開催の日時及び場所
 - (一) 初心者講習会

開催の日時	開催の場所
平成二〇、二、一四 午前一〇時	山口県警察本部
" " " " 四、一七 "	
" " " " 六、一九 "	
" " " " 八、二二 "	
" " " " 一〇、一六 "	
" " " " 一二、一一 "	
平成二〇、二、七 午後一時	山口県長府警察署
" " " " 四、一〇 "	
" " " " 六、一二 "	

平成二〇、一、二四 午後一時	山口県警察本部	山口県岩国西警察署
" " " " 二、二一 "	山口県警察本部	山口県岩国西警察署
" " " " 三、二七 "		
" " " " 四、二四 "		
" " " " 五、二九 "		
" " " " 六、二六 "		
" " " " 七、二四 "		
" " " " 八、二八 "		
" " " " 九、二五 "		
" " " " 一〇、二三 "		
" " " " 一一、二〇 "		
平成二〇、一、一八 午後一時	山口県長府警察署	山口県長府警察署
" " " " 三、一 "	山口県長府警察署	山口県長府警察署
" " " " 五、一三 "		
" " " " 七、一八 "		
" " " " 九、二四 "		
" " " " 一一、三〇 "		

平成十九年十一月一日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）